

第二部 承

[山井戸かおりの日記]

2019.1.1

一念発起して日記アプリを導入。パパや祥子との生活を記録

2019.1.3

パパの実家から帰る。疲れた。お母さん達はいいい人だけど気は使う(>_<)

2019.2.11

パパの誕生日。残業忙しいといっても、早めの帰宅。ケーキ美味!(^^♪

2019.3.5

心機一転、転職を考えているとのこと。私も、仕事復帰したいけど、ショー子ちゃんがまだまだ手が

2019.4.13

祥子の2歳の誕生日。いつも笑顔をありがとう。たまにこちらが泣きたくなるのも許す

2019.5.10

パパ、M商社に転職。さらなる飛躍を目指す!!

2019.7.10

私の誕生日会。娘可愛いすぎ!パパもネックレスありがとう(∩´∀`∩)

2019.9.1

M商社がK物産よりも忙しいとは予想外...

2019.12.31

実家に帰省。年末年始くらいパパも一緒に休みましょう あところなって何?

2020.2.11

パパもコロナでバタバタ。会議が急にキャンセルになったり動いたり誕生日も深夜まで帰れず

2020.2.27

A首相が一斉休校を指示。祥子の幼稚園もお休みか?

2020.4.7

緊急事態宣言。パパも出社禁止。仕事は、在宅でということだけど、営業は?

2020.4.13

大変な時期でも娘は大きくなっていく。祥子3歳の誕生日🍷

2020.5.25

緊急事態宣言解除。でも全く街の雰囲気が違う

2020.6.11

家にいても、書斎にこもって会議やパソコン仕事ばかり。祥子もパパは?という始末

2020.6.12

パパが家にいるなら、お昼も準備しないとね

2020.7.10

コロナで生活が一変。家で小さく私の誕生日会。でも娘かわいい

2020.9.2

だいぶ言葉が話せるようになってきた。本当は幼稚園でもっとたくさんの子と触れ合えるんだらうけど…。

2020.11.1

パパも出社がちょっと多くなった？売り上げが下がって大変と言っていたけど

2020.11.4

お弁当を作るようにしたら、喜んでくれた

2021.11.12

今日もお弁当ありがとうだって(≡▽≡)

2020.12.25

クリスマス！私はプレゼントを用意していたのに、パパが忘れていたなんてショック！
忙しすぎ

2021.1.8

またまた緊急事態宣言。祥子の幼稚園もまたお休みかな。むむむ(・_・)

2021.2.4

住宅ローンを借りたM銀行からパパに郵便。渡そうとしたら、思いっきり取られた。何？

2021.2.11

今年も、パパは誕生日には帰れず。お祝いは今週末かな

2021.3.21

緊急事態宣言解除。いい加減、効果が疑わしい

2021.4.20

お弁当、今日あったって。準備しているぜ(^_-)-☆

2021.4.13

祥子4才の誕生日。パパは朝一に仕事に出て行って、夜ぎりぎり誕生日祝いを持って帰ってきた。さすがに娘の誕生日を忘れていたら、どうしようかと思った！

2021.5.10

お弁当をとらずに出社。私が食べる↘

2021.5.25

またまた緊急事態宣言。緊急とは。でも、うちも、緊急事態か

2021.5.26

パパに、LINEする、督促状って何？既読スルー。深夜帰っても話なし

2021.6.20

緊急事態宣言解除。うちは、まだ解除ならず

2021.7.10

私の誕生日にもパパ帰れず。祥子も、最近パパは？と言わなくなる

2021.7.11

私の誕生日に日付を超えて帰ってくるって。LINE もあまり返してこないし。。

2021.7.12

緊急事態宣言。前日の催告書が何かをパパに LINE しないと。でもキレられるのは嫌

2021.7.14

催告書を見せる。パパ、顔面蒼白になって、私に怒鳴りつける。いや、なんで？

2021.7.15

弁護士に相談するかもとのこと。どうも、自分の親にはすでに相談していたみたい

2021.9.28

緊急事態宣言解除。もはや何のためなのか

2022.1.1

世間は少しずついつも通りに戻ってる気がする。でもうちは

2022.2.11

・・・

2022.3.31

最終通告書がパパ宛てに来ていた。渡さないと

2022.4.1

こどもの前で怒鳴るのは止めて

2022.4.12

最近、祥子がパパをみると怯えている気が… 明日、ママに相談

[C区中央幼稚園記録]

令和4年4月13日 午後5時30分

珍しく、ショウコちゃんのお父さんがショウコちゃんを迎えに来る。お母さんからは夫婦関係で悩んでいる話を聞いていたが、ショウコちゃんは怪訝そうな顔をした後、喜んで帰っていった。

現行犯人逮捕手続書（乙）

令和 4 年 4 月 13 日午後 11 時 10 分、東京都 C 区 K 〇丁目 □番 1 号において、下記現行犯人を受け取った手続は、次のとおりである。

記

1 逮捕者の住居、職業、氏名、年齢

東京都 C 区 K 〇丁目 □番 2 号 101 号室

アルバイト

来田俊

27 歳

2 被疑者の住居、職業、氏名、年齢

東京都 C 区 K 〇丁目 □番 1 号

会社員

山井戸隆

34 歳

3 逮捕の年月日時

令和 4 年 4 月 13 日午後 11 時 5 分頃

4 逮捕の場所

東京都 C 区 K 〇丁目 □番 1 号被疑者宅

5 現行犯人と認めた理由及び事実の要旨

逮捕者は、令和 4 年 4 月 13 日午後 10 時 30 分頃に、自宅にいたところ、隣家である東京都 C 区 K 〇丁目 □番 1 号の被疑者宅から、大きな音が聞こえた気がした。そのため、ノックの上、東京都 C 区 K 〇丁目 □番 1 号の玄関を覗いたところ、死体のように動かない女性と幼児がおり、それに男性が火をつけていた。逮捕者が、その男性に「何をしていますか。」と声をかけたところ、男性は、うわ言のように、「私のせいだ」「私が殺した」と述べていた。

逮捕者が周りを見たところ、他の人は見当たらず、とにかく男性がどこかに行ったり、これ以上女性達に何かしないようにするため、取り押さえた。

6 逮捕時の状況

逮捕者に対して、うわ言のように「私が殺してしまったのでしょうか。」と申し述べ、逮捕に応じた。

7 証拠資料の有無

なし

本職は、令和 4 年 4 月 14 日午前 0 時 05 分、被疑者を K 警察署司法警察員に引致した。

上記引致の日

K 警察署

司法警察員
逮捕者

畑上 丹下 ㊟
来田 俊 ㊟

本職は、令和 4 年 4 月 15 日午後 3 時 05 分、被疑者を関係書類等とともに、東京 検察庁 山田 冬彦 検察官に送致する手続をした。
司法警察員に引致した。

上記送致の日

K 警察署
司法警察員 畑上 丹下

弁 解 録 取 書	
住居	東京都C区K〇丁目□番1号
職業	会社員
氏名	山井戸 隆
昭和63年2月11日生(34歳)	
本職は、令和4年4月14日午前 1時00分頃、K警察署において、上記の者に対し、	
別紙記載の犯罪事実の要旨及び別紙記載の事項につき告知及び教示した上、弁解の	
機会を与えたところ、任意次のおり供述した。	
1.	言いたくないことは言わなくてもいいとの供述自由権の説明を受け、理解しました。
2.	私は、ショックではっきりしないところがありますが、令和4年4月13日に、妻の
	山井戸かおり
	と娘の
	山井戸祥子
	を殺害したと思います。
3.	弁護士をお願いするかは、考えたいと思います。
	山井戸 隆 ㊞
以上のおり録取して読み聞かせたところ、かつ、閲読させたところ、誤りのないこと	
を申し立て、各葉の欄外に指印した上、末尾に署名指印した。	
	前 同 日
	警視庁K警察署
	司法警察員
	巡査部長 畑上 丹下

被疑事実の要旨

被疑者は、

第一 令和4年4月13日午後11時頃、東京都C区K〇丁目□番1号の被疑者自宅において、被疑者の妻である山井戸かおり（当時29歳）に対し、殺意をもって、その頸部を両手で絞めるなどし、よって、その頃、同所において、同人を死因不明により殺害した

第二 第一記載の日時場所において、被告人の長女である山井戸祥子（当時5歳）に対し、殺意をもって、その頸部を締め付けるなどし、よって、その頃、同所において、同人を死因不明により殺害した

ものである。

供述調書	
本籍	東京都C区K〇丁目□番
住居	東京都C区K〇丁目□番1号
職業	会社員
氏名	山井戸 隆
昭和63年2月11日生（34歳）	
上記の者に対する 殺人 被疑事件につき、令和4年4月14日、K警察署において、	
本職は、あらかじめ被疑者に対し、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げて	
取り調べたところ、任意次のとおり供述した。	
1.	言いたくないことは言わなくてもいいとの供述自由権の説明を受け、理解しました。
2.	出生地は、東京都M区です。
3.	私は、これまでに位記、勲章、年金などは、貰っていません。
4.	私には犯罪歴はありません。
5.	次に、私の学歴について話します。
	私は、
	区立M中学校
	を卒業した後、高校受験をして、
	私立F高等学校
	に進学しました。
	高校3年生のときに4年生大学の
	私立W大学商学部
	に大学受験して合格し、進学しました。
	4年間で卒業したので、この大学が最終学歴になります。
6.	次に、私の家族について話します。
	私は、
	実父 山井戸 良 65歳くらい 会社員再任用
	実母 山井戸 春子 65歳くらい 専業主婦
	の下で、二人兄妹の長男として生まれました。
	私の妹は、結婚して家族とF県に住んでいます。
	私は、平成28年9月28日に、
	妻 かおり
	と結婚し、平成29年4月13日には

長女 祥子
が生まれましたが、彼女たちが今回の被害者となります。
なお、祖父母はもう亡くなっております。祖父は戦争にも行きましたが健康体で、90歳くらいまで長生きしました。
7. 次に、経歴について話します。
私は、大学卒業後、平成21年4月に、内定していたK物産に就職しました。
そのままK物産では順調に昇格していったのですが、かおりと結婚して、より給料がよく、家族の時間も確保できる先がないか、転職先を探すようになりました。
そして、令和元年5月10日に、K物産からM商社に転職しました。
今は、M商社の上席となります。
8. 資産、貯金について話します。
私の貯蓄は、自分名義の銀行口座をM銀行に持っております。
また、平成30年5月1日に、
1億3000万円の住宅ローン契約
を締結して今の住所の
東京都C区K〇丁目〇番1号
の土地建物を購入し、自宅を新築しました。
このほか、私には、自動車ローンを組んで買った
B社製の自家用普通乗用自動車
(登録番号 品川 000△0000)
があります。
私は、会社員としての給料で生活をしております。
9. 趣味、資格について話します。
私の趣味は、これというものはありません。仕事が趣味のようなものでした。
運転免許は、準中型免許を持っています。
10. 私の健康状態等について話します。
私は、
身長178センチメートル、体重68キログラム、右利き、靴のサイズは27
センチメートル、視力は裸眼で両眼とも0.8くらい、ピアスや入れ墨はありませんし、大きな怪我也これまでにない
です。
私は、服用している薬は、眠れないとき用の睡眠薬くらいで、ほかにはありません。

11. 暴力団やマフィアに知り合いはいません。
山井戸 隆 ④
供述人の目の前で、上記のとおり口授して録取し、読み聞かせ、かつ、閲読させたところ、誤りのないことを申し立て、各葉の欄外に指印した上、末尾に署名・指印した。
前 同 日
警視庁K警察署
司法警察員
巡査部長 畑上 丹下

供述調書	
本籍	東京都C区K〇丁目□番
住居	東京都C区K〇丁目□番1号
職業	会社員
氏名	山井戸 隆
昭和63年2月11日生(34歳)	
上記の者に対する 殺人 被疑事件につき、令和4年4月14日、K警察署において、	
本職は、あらかじめ被疑者に対し、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告	
げて取り調べたところ、任意次のとおり供述した。	
1.	言いたくないことは言わなくてもいいとの供述自由権の説明を受け、理解しました。
2.	これから、今年の4月14日に私が現行犯逮捕された時のことなどについて話しま
	す。
3.	私は、確か、この日は、珍しく早く仕事が終わって自宅に帰ることができました。
	時間は、確か、
	午後5時頃
	だったと思います。
	自宅に帰ると、妻のかおりが荷物をまとめておりました。
	私がかおりに、
	何をしているの
	と聞いたところ、かおりからは、暫く黙った後に、
	今のあなたとは一緒にいられない。祥子の生活もあるからしばらく別々に
	暮らしたい
	と言われたような気がします。
	はっきりと覚えていないのは、言われて、私の頭が真っ白になってしまったからで
	す。
4.	その後のことは、記憶がはっきりしません。
	ふと気づくと、祥子を迎えに行かなければならないと思いました。
	そのため、祥子を迎えに、祥子の通っている
	C区中央幼稚園
	に行きました。
	ここ最近、祥子と十分一緒に遊んだりすることもできなかったため、迎えに行つて喜
	んだ祥子の顔は今でもはっきりと覚えております。

<p>祥子を迎えに行った後には、普通に自宅に帰ったと思います。</p>
<p>5. 自宅に帰って、かおりがどうしていたかもあまり記憶がはっきりしません。</p>
<p>祥子を家に連れて帰ってから、私が、祥子をどうしたかについても、記憶がおぼろげです。</p>
<p>気付いたら、かおりや祥子は倒れていました。そして、私は、彼女たちに火をつけな いといけないと思っていたような気がします。</p>
<p>6. その後、どれくらい時間が経ったかわかりませんが、男性に体を押しえられていまし た。</p>
<p>そして、警察署に連れてこられました。</p>
<p>7. 私が、はっきりとかおりと祥子を殺そうとしたのかは分かりませんが、もし彼女達が 死んでしまったのであれば、私は取り返しのつかないことをしてしまいました。</p>
<p style="text-align: right;">山井戸 隆 ④</p>
<p>供述人の目の前で、上記のとおり口授して録取し、読み聞かせ、かつ、閲読させたところ、 誤りのないことを申し立て、各葉の欄外に指印した上、末尾に署名・指印した。</p>
<p>前 同 日</p>
<p style="text-align: center;">警視庁K警察署</p>
<p style="text-align: center;">司法警察員</p>
<p style="text-align: center;">巡査部長 畑上 丹下</p>

鑑定嘱託書

令和4年4月15日

T 大学病院医学部附属病院医学系研究科法医学教室
教授 好宗 三本 殿

東京地方検察庁
検察官 検事 蔵元 巖 ㊟

被疑者 山井戸 隆に対する 殺人 被疑事件について、下記事項の鑑定を嘱託します。

なお、添付の鑑定処分許可状は、鑑定書と共にお返しく下さい。

記

嘱託事項

山井戸かおり（当時29歳）及び山井戸祥子（当時5歳）の死体を解剖のうえ

- ・死因
- ・創傷の部位、性状、成傷機転
- ・成傷器の種類及び用法
- ・既往症、素因の有無及び市への寄与の有無
- ・死後の経過時間
- ・血液型
- ・毒物使用の有無
- ・その他参考事項

について鑑定願います。

鑑定書

(略)

第4 鑑定

以上の検査所見を基に、鑑定を行う。

1 山井戸かおりについて

(1) 死因

頸部圧迫による窒息死

(2) 頸部

凶器を用いた頸部圧迫の痕跡なし。

作用面柔軟で硬固な鈍体による強い圧迫作用によって内出血などがみられる。

素手による頸部圧迫の可能性が最も考えられる。

(3) 頭部・顔面

皮下出血、びまん性出血多数

打撲により生じたものと思われる。生前の損傷である。

2 山井戸祥子について

(1) 死因

頸部圧迫による窒息死

(2) 頸部

凶器を用いた頸部圧迫の痕跡なし。

作用面柔軟で硬固な鈍体による強い圧迫作用によって内出血などがみられる。

素手による頸部圧迫の可能性が最も考えられる。

(3) 頭部・顔面

皮下出血、びまん性出血多数

打撲により生じたものと思われる。生前の損傷である。

供述調書	
住居	(電話)
職業	(電話)
氏名	真水 京子
昭和39年3月11日生(58歳)	
上記の者は、令和3年3月3日、東京地方検察庁において、本職に対し、任意次のおお	
り供述した。	
1. 私は、山井戸かおりの母です。	
令和4年4月14日、娘のかおりと孫の祥子が殺害されるという事件が起きました。	
娘と孫を殺害した犯人として、娘の夫で、かつ孫の父である山井戸隆が逮捕されたと聞	
きました。	
私としては、大変驚きましたが、娘と隆の関係は、本件当時、かなり悪化していたた	
め隆が娘と孫を殺していたとしてもおかしくないと思います。	
本日は、生前のかおりや祥子と隆との関係性や私の心境等についてお話しします。	
2. かおりは、隆と24歳の頃に結婚しました。友達に紹介されて交際し、結婚したと聞	
いております。	
私達も、有名私立大学卒業し、大手の会社に勤める隆との結婚は嬉しかったです。	
その後、隆は、平成30年5月頃に、	
東京都C区K〇丁目□番1号	
の今の自宅を新築しました。	
とても立派で私も夫も驚きました。	
ただ、後でかおりに聞いたところ、	
1億円を超えるローン	
を組んで、家を新築したということでした。	
ローンも軽くなかったと思いますが、家族生活は順調のようでした。	
3. 結婚してすぐに孫も生まれて、私も夫もとても喜びました。初孫でした。	
年末年始は、隆の両親のところへ帰ることが多かったのですが、すぐに私達のところへ	
も来てくれて、孫の成長を見せてくれました。	
4. しかし、令和4年4月12日に、かおりから、電話がありました。	
電話内容は、隆が、最近、様子がおかしいというものでした。	
詳しく聞いてみたところ、	
銀行やいわゆるサラ金といわれるところの督促状や最終通告書	

が家に送られてきていたということでした。
かおり自身に対して、
怒鳴りつける
ことも頻繁になっていたということでした。
さらに、孫に対しても、冷たく当たることが多いというのでした。
孫の祥子も、隆のことを怯えている様子があるということでした。
私としては、孫がちょうど、5歳にもなる年齢で、多感な時期ですので、少し、隆と距離を置いて、隆に頭を冷やしてもらうのがよいのではないかと思います。
そこで、かおりには、
「いつでも、うちに帰っておいで。パパと待っているから。」
と話をしました。
かおりとしても、すごく安心している様子でした。
まさか、これが、かおりとの最後の言葉になるとは思いもしませんでした。
5. 今でもどうして、あの時、すぐにでも家に帰っておいでと言わなかったのかと後悔しております。
私も夫も、最愛の娘と孫を一度に亡くしました。
6. 警察官から、隆が娘と孫の死体に火をつけようとしていたと聞きました。
隆が、そこまでどうして追い詰められたのかはわかりませんが、娘も孫も殺すことはどうしても許せません。
娘も孫も、他に恨みを買うようなことはしておらず、何も落ち度がありません。
7. 今思えば、かおりは、隆に怒鳴りつけられたりしながらも、必死に祥子のことを育てていたのだと思います。
また、隆のことも、陰日向に支えていたとも思います。
それにもかかわらず、隆は何の罪もない二人を殺したのだと考えると、私は、とても隆を許すことはできません。
住宅ローンの問題が仮にあっても、まだ若く健気に隆を支え続けたかおりや、ちょうど5歳の誕生日を迎える孫の祥子の命を奪うことは、どうあっても許されることではありません。
できる限り重い刑罰を科して欲しいです。
真水 京子 ㊞
供述人の目の前で、上記のとおり口授して録取し、読み聞かせ、かつ、閲読させたところ、誤りのないことを申し立て、末尾に署名・押印した上、各頁欄外に押印した。

前 同 日
東京地方検察庁
検察官 検事 蔵元 巖 ㊟
検察事務官 木々 涼 ㊟

供述調書	
住居 東京都C区K〇丁目□番1号	(電話)
職業 会社員	(電話)
氏名	山井戸 隆
昭和63年2月11日生(34歳)	
上記の者に対する 殺人 被疑事件につき、令和4年5月2日、東京地方検察庁において、本職は、あらかじめ被疑者に対し、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げて取り調べたところ、任意次のとおり供述した。	
問	今覚えている範囲で、あなたが、動かなくなった奥さんと娘に灯油で火をつけようと思ったのはいつですか。
答	いつ、と言われましても、気づいたらそうしていたと思います。
問	灯油は、元々、家にあっただのですか。
答	いいえ、家に灯油を使うものはありません。
問	では、灯油は、いつ、どこで買ったのですか。
答	記憶にありません。 そもそも、どうして灯油を持っていたのかのかわかりません……。
問	どうして、奥さんの首に手をかけたのですか。
答	……覚えておりません。
問	奥さんを叩いたり殴ったことは覚えていますか。
答	……覚えておりません。
問	これまで、奥さんに暴力をふるったことはありますか。
答	覚えている限り、ないと思います。
問	どうして、娘の首に手をかけたのですか。
答	……覚えておりません。 いまだに本当に私が殺したのか実感がわきません。
問	娘を幼稚園に迎えに行ったときに、奥さんはどうしていたのですか。
答	記憶がはっきりしません。
問	迎えに行った後、娘を殺すつもりだったのですか。
答	……。 弁護士の先生に、基本的に黙秘した方がいいと言われましたので、これ以上は、黙秘します。
山井戸 隆 ㊟	

供述人の目の前で、上記のとおり口授して録取し、読み聞かせ、かつ、閲読させたところ、	
誤りのないことを申し立て、各葉の欄外に指印した上、末尾に署名・指印した。	
前 同 日	
東京地方検察庁	
検察官 検事	蔵元 巖 (印)
検察事務官	木々 涼 (印)

起訴状

令和4年5月4日

東京地方裁判所 殿

東京地方検察庁
検察官 検事 蔵元 巖 ㊟

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本籍 東京都C区K〇丁目
住居 東京都C区K〇丁目□番1号
職業 会社員

勾留中 山井戸 隆
昭和63年2月11日生

公訴事実

被告人は、

第一 令和4年4月13日午後6時頃から同日午後11時頃までの間に、東京都C区 K〇丁目□番1号の被告人自宅において、被告人の妻である山井戸かおり（以下「かおり」という。当時29歳）に対し、殺意をもって、その頸部を両手で絞めるなどし、よって、その頃、同所において、同人を頸部圧迫により窒息により殺害した

第二 第一記載の日時場所において、被告人及びかおり夫婦の長女である山井戸祥子（以下「祥子」という。当時5歳）に対し、殺意をもって、その頸部を締め付けるなどし、よって、その頃、同所において、同人を頸部圧迫により窒息により殺害した

第三 前記日時場所において、かおり及び祥子の両死体に灯油を用いて焼却し、もって死体を損壊したものである。

罪名及び罰条

殺人	刑法199条
死体損壊	刑法190条